

銀城親睦ゴルフ会会則

- 1 (名称) この会は銀城親睦ゴルフ会と称する。
- 2 (所在地) 三重県四日市市茂福 65 四日市高校同窓会館内
- 3 (目的) 当会は、ゴルフを通じて同窓生相互の親睦を図り、加えて、健康の増進を行うことを目的とする。
- 4 (出場資格) 当会の出場資格は、三重県立富田中学校、四日市市立高等女学校、四日市市立北高等女学校、三重県立四日市高等学校を卒業、または在学した方。
なお、同窓会会費を支払うことを推奨する。
- 5 (役員) 役員として会長、代表幹事、会計各 1 名を置く。
 - 1) 会長は四日市高校同窓会会長が就任し、会の代表者として会を運営する。
 - 2) 代表幹事は、開催場所の手配、案内の発送、組合せ、賞品及びパーティの準備を行う。学年幹事との連絡業務を行う。
 - 3) 会計は幹事が作成した収支報告を確認する。
- 6 (任期) 会長、代表幹事及び会計の任期は、四日市高校同窓会の役員任期に準じる。但し改選の必要を生じた場合は、会を開催の時に選任する。
- 7 (会の開催) この会は原則として 1 月に開催する。
- 8 (日時) 開催場所・開催時期は開催の都度、出席会員に諮って次を決定する。
- 9 (費用) 参加者から会費を徴収し、賞品・懇親会費用は、会で負担する。但し、プレイ代・飲食代等は、各自負担とする。

1 1 (競技) 競技方法は、原則としてダブルペリア方式とし、同ネットの場合は、年長者順とする。但し、ブービー賞については年長者を受賞者とする。

1 2 (途中参加又は棄権) 競技途中の参加又は棄権は、順位外の扱いとする。

1 3 (出席の取消) 開催の一週間前までに、出席取消の連絡がない時は、やむを得ない場合を除き、原則として会費の半額を拠出するものとする。

1 4 (記録簿) 代表幹事は、開催の都度、収支計算を行い、競技成績と共に記録簿に記帳する。

1 5 (規約の改正) この規約の改正又は規約の定めのない事項については、会を開催の時に出席会員で協議する。

1 6 (その他) この会の連絡先は四日市高校同窓会館とする。

この規約は、2025年7月1日より実施する。